

新規規制に関する事前評価書

規制の名称	京都メカニズムのための割当量口座簿制度の法定		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課	電話番号： 03-5521-8330	e-mail： RYOTA_KONDO@env.go.jp
評価実施日	平成18年6月30日		
政策目的	算定割当量の取得、保有及び移転(以下「算定割当量の管理」という。)を記録する口座簿(以下「割当量口座簿」という。)を法制化することにより、京都メカニズムの基盤を整備する。		
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定割当量の管理を行おうとする法人に、管理口座の開設を受けることを義務付ける。 ・ 口座名義人に、管理口座に係る記録事項の変更の届出を義務付ける。 ・ 算定割当量の取得及び移転(以下「振替」という。)を行おうとする口座名義人に、振替の申請を義務付ける。 		
	根拠条文等：	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律第32条第1項、第33条第1項及び第34条第2項	
期待される効果	割当量口座簿を法制化することにより、算定割当量の取引の安全が確保され、民間事業者等による算定割当量の取引が活発化することが期待される。これにより、国による算定割当量の調達が可能となり、我が国の京都議定書の約束が達成されることとなる。		
想定される負担	算定割当量の管理を行おうとする法人は、管理口座の開設の申請、管理口座に係る記録事項の変更の届出及び算定割当量の振替の申請を行わなければならない。		
想定できる代替手段との比較考量	<p>代替手段として、現在のように、法律による規定を設けず単に割当量口座簿を設けるのみで、算定割当量の管理を民間事業者等の自由に委ねることが考えられる。しかし、その場合でも、</p> <p>国が割当量口座簿を運用する以上、民間事業者等は、算定割当量の管理を行うためには、割当量口座簿を法定化した際に負担としてあげられている手続と同様の手続を行う必要がある。</p> <p>算定割当量の管理に係る法的効力を有するルールが存在しない場合には、民間事業者等が算定割当量の取引等を行う際のリスクが非常に大きくなり、算定割当量の取引が活発に行われなくなるおそれがある。その場合、国による算定割当量の調達が困難となり、我が国の京都議定書の約束の達成も困難となるおそれがある。</p> <p>以上から、割当量口座簿を法制化する必要がある。</p>		
備考	<p>中央環境審議会答申「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」において、「1.6%分のクレジットを確保するためには、(中略)我が国においても、「政府によるクレジット調達制度」を可能な限りの早期、すなわち2006年度から導入することが不可欠であり、(中略)政府一体となって、必要な量のクレジットを取得するための制度を確実に整備し、計画的にクレジットを取得していくべきである。」と指摘している。</p> <p>京都議定書目標達成計画においても、「クレジットの円滑な取得のための具体的な仕組みを第2ステップの可能な限り早期に検討・構築することが必要であり、2006年度からの実施を目指して、関係府省で連携して検討し、必要な措置を速やかに講ずるものとする。」と指摘している。</p>		
レビュー時期	平成20年までに行う。		

規制影響分析書(新設・改正時)

規制の名称	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課	電話番号: 03-5521-8249	e-mail: ghg-santeikohyo@env.go.jp
評価実施日	平成17年11月22日		
政策目的	我が国の温室効果ガスの排出量の実態を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温暖化対策を一層推進していくための基盤として、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が導入されたところ、本制度の対象となる排出活動及び算定方法を定めるもの。		
規制の内容	<p>温室効果ガス算定排出量の報告を行う「相当程度多い温室効果ガスの排出をする者」について、エネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の第一種エネルギー管理指定工場・第二種エネルギー管理指定工場を設置している者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者とし、エネルギー起源二酸化炭素以外の二酸化炭素以外の温室効果ガスに係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者は、「温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出を伴う活動(排出活動)が行われ、かつ、当該排出活動に伴う排出量の合計量が当該温室効果ガスの種類ごとに二酸化炭素換算で3,000トン以上である事業所を設置していること」「常時使用する従業員の数が21人以上であること」の条件を満たすものとする。</p> <p>特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定の対象となる排出活動及び算定方法は、別添のとおりとする。ただし、温室効果ガス算定排出量の報告に当たっては、別添に定める算定方法・係数と異なる算定方法・係数を用いることができることとする。</p> <p>根拠条文等: 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2等</p>		
規制の必要性	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により導入された温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施に係る細目を定める必要がある。		
期待される効果	温室効果ガスを相当程度多く排出する者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤が整備される。また、排出量情報の公表により、国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高めることができる。		
想定される負担	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出をする者は、毎年、温室効果ガス排出量を算定し、国に報告しなければならない。ただし、温室効果ガス排出量の太宗を占める二酸化炭素については、事業者が把握している燃料種別の消費量に係数を乗じて温室効果ガス排出量を算出することができ、また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第11条の規定による報告があったときには、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の2の規定による報告とみなすことにより、事業者の負担を軽減するよう配慮している。		
想定できる代替手段との比較考量	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第93号)における委任事項を定めるものであり、代替手段は想定されない。		
備考			
レビュー時期	平成20年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされているところ。		